

横須賀市報

号外第4号

発行日	発行所	横須賀市小川町11番地
毎月		横須賀市役所
10日	編集兼	横須賀市長
25日	発行人	上地克明
	印刷所	(有)宮村印刷所

監査委員公表

横須賀市監査委員公表

令和3年第2号

監査結果の報告について

地方自治法第242条第1項の規定に基づき提出された住民監査請求について、同条第5項の規定により監査した結果を次のとおり請求人に通知したので、これを公表します。

令和3年3月10日

横須賀市監査委員	川瀬富士子
同	丸山邦彦
同	西郷宗範
同	嘉山淳平

令和3年（2021年）2月17日

（省略） 様

横須賀市監査委員 川 瀬 富士子

同 丸 山 邦 彦

同 西 郷 宗 範

同 嘉 山 淳 平

横須賀市職員措置請求に係る監査結果について（通知）

地方自治法第242条第1項の規定に基づき令和2年12月22日付けで提出された横須賀市職員措置請求について、同条第5項の規定に基づき監査を行ったのでその結果を次のとおり通知する。

第1 措置請求

1 請求人

（省略）

2 措置請求の内容（原文のまま。ただし、「A社」、「B漁協」、「C漁協」、「Dマンション」、「E氏」は原文では実名で記載されている。）

横須賀市職員措置請求書

令和 2 年12月22日

横須賀市監査委員 各位

請求人（省略）

第 1 請求の要旨

1 不法な占有と占用料の未徴収

(1) A社の佐島漁港芦名地区水域の占有と占用料の未徴収

佐島漁港芦名地区において、A社が、遅くとも令和2年10月から、船舶を停泊させるためのバース（以下「本件バース」という。）を設置して水域を占有している（事実証明書1、2）。

これらのバースは、横須賀市漁港管理条例別表第3の「橋りょう」にあたる。

したがって、同条例第13条第1項により、横須賀市は、A社から、別表第3に定められている占用料を徴収しなければならない。

本件バースは、南側のものが少なくとも400㎡、北側のものが少なくとも800㎡の占有をしている。

別表第3において「橋りょう」を占有する際の占用料は、年間1㎡あたり250円であるから、少なくとも年間30万円である。

A社は、これまでに少なくとも二ヶ月間は同水域を占有しているのであるから、横須賀市は、少なくとも5万円の徴収をしなければならないがこれをしていない。

(2) A社の不正の行為

A社は、令和2年12月18日、横須賀市に、漁港漁場整備法第39条第1項に基づく許可の申請をした。

すなわち、遅くとも令和2年10月から許可されるまでの間の同社の占有は、無許可の占有であった。

したがって、「不正の行為により占用料等の徴収を免れた者」にあたるから、横須賀市は、横須賀市漁港管理条例第20条に基づき、同社から、免れた金額の5倍に相当する金額の過怠金を徴収しなければならない。

そして、(1)で述べたように、この期間の占用料は、少なくとも5万円であったから、横須賀市が同社から徴収すべき過怠金は、少なくとも25万円である。

(3) 横須賀市の不作為

市長は、漁港の維持管理に責任を持ち、その適正な利用を維持しなければならない（横須賀市漁港管理条例第2条、第3条参照）。

横須賀市は、A社が、従前より本件バースを建設し、水域を占有していることを認識していた。

にもかかわらず、無許可の占有について、これを中止させるとか、許可の申請を促す等の適切な監督行為をせず、私企業による不法な占有を放置し、占用料の徴収も怠ってきた。

このような不作為は、漁港を適正に管理すべきとの市民の期待を裏切るものであり、市に対して経済的にも不利益をもたらすものであるから、速やかに適正な管理を回復しなければならない。

(4) したがって、上記理由により、横須賀市長に対し、A社から、少なくとも25万円を徴収することを求める。

2 魚礁名目の離岸堤による占有と占用料の未徴収

(1) B漁協を隠れ蓑にしたA社による不法な浚渫工事及び魚礁名目の離岸堤建設

平成31年3月27日、B漁協が「魚礁兼消波堤」名目の離岸堤整備のための水域占有につき、市に許可申請し、同年4月1日、市はこれを許可した。この時点で、C漁協はこれに同意していないとの証言があり、市の許可自体に瑕疵があった疑いがある。

令和元年6月20日、B漁協が、「魚礁兼消波堤」の延伸及びその業務に使用する船舶の作業に必要な水深を確保するための岩礁破碎について神奈川県に許可申請し、同月21日、神奈川県は許可した。浚渫量は、103,454m³、工事期間は令和元年7月1日から令和2年10月31日という内容の許可であった。

同年8月2日、横須賀海上保安部が「魚礁兼消波堤」設置工事の届出書を受理した。同月23日頃から、B漁協は浚渫及び土砂の海洋投棄を始めた。

同年9月19日頃、バージ船による海洋投棄が目撃され、かつヒラメの刺し網に被害があったため、13名の漁業者が抗議を始めた。明らかに許可の内容を逸脱した浚渫及び海洋投棄であった。

その後、漁業者は、複数回にわたり、県や市に対し善処を求めたが改善されなかったため、同年10月13日、C漁協は、県知事及び市

長に対し、B漁協への行政指導を求める文書を提出し、B漁協に抗議文を交付した。

その後、ヒラメやアマダイ等の漁業者を中心に、C漁協36名、B漁協34名が、海洋投棄の中止を求めて署名を集めた。

同月17日には、海洋投棄をしていた土砂運搬船が漁船に追いかけて沖へ逃げ、水深300m付近で投棄した。

同月23日、B漁協が「つきいそ」設置を理由として、県に対し神奈川県海面漁業調整規則に基づく第15号様式の設置届を提出し、県は受理した。

同日、エビかご漁の漁業者が、タグボートで投棄する船員に対し、「アカザエビの漁場で投棄するのはやめてほしい」旨を抗議したが、取り合われなかった。

令和2年3月頃、B漁協による魚礁名目の離岸堤整備が完了したが、なぜか浚渫と海洋投棄は続いた(事実証明書3乃至5)。

その後、A社により、市が設置した消波ブロックが撤去され、市も把握したが、市は何の対処もしていない。

同年8月23日頃、A社が無許可のまま、バース建設のために杭の設置を開始した。

同月24日、Dマンションの管理会社社員が、市水産振興課に対し、バース設置への行政指導を求めたが、市による適切な行政指導はされなかった。

同年10月頃、無許可のまま、南側のバースは完成し、船舶が停泊するようになった。

(2) A社に対する占用料の未徴収

A社の代表取締役であるE氏は、B漁協の顧問でもある。

当該場所に魚礁を設置する必然性は全くなく、むしろ当該魚礁名目の離岸堤は、海流を阻害し、魚を遠ざける結果しかもたらさないことは明白である。

つまり、当該魚礁名目の離岸堤は、A社がバースを設置して、波を殺し、船舶を停泊させるための都合で設置されたものとしか考えられない。

したがって、当該魚礁名目の離岸堤は、実質的には、A社が設置させ、これにより同社が、唯一、利益を得ているものである。

E氏が、B漁協の顧問という立場を利用して、自社の利益のために浚渫及び魚礁名目の離岸堤を設置したことは、誰の目にも明らかである。

そして、当該魚礁名目の離岸堤は、少なくとも1400㎡を占有しているから、市は、少なくとも年間35万円の占用料を、実質的に利益を得ている同社から徴収しなければならないが、また、遅くとも令和2年10月にはバースは完成して占有を開始したのであるから、これまでの間、少なくとも58000円を徴収しなければならなかったのに、これをしていない。

(3) よって、横須賀市長に対し、A社に対し、少なくとも58000円を徴収することを求める。

3 不法な離岸堤の連結

(1) A社による不法な離岸堤の連結

上記のとおり、A社は、B漁協を隠れ蓑にして、自社の利益を図るため、違法な浚渫工事及び海洋投棄をし、魚礁名目の離岸堤を建設し、不法にバースを設置した。

それだけでなく、芦名4号防波堤に、不法に連結して離岸堤を設置した(事実証明書2, 3)。

(2) これを放置しているのは市の怠慢であるが、占有しているのだから、当該連結部についても占用料を徴収しなければならない。

当該連結部は、少なくとも20㎡だから、年間5000円であり、遅くとも令和2年10月から占有しているのであるから、市は、A社から、少なくとも833円を徴収しなければならないのに、これをしていない。

(3) よって、横須賀市長に対し、A社に対し、少なくとも833円を徴収することを求める。

4 不法な海洋投棄

(1) A社による不法な海洋投棄

B漁協を隠れ蓑にしたA社が許可を得た浚渫量は103,454㎡であった。

ところが、実際に行われた浚渫量は、これをゆうに超過している。

さらに、許可を得た範囲を遙かに超えて、広範囲にわたり浚渫し

た土砂を海洋投棄したため、漁業者に甚大な損害をもたらした（事実証明書6）。

その結果、横須賀市に対する納税額が減少し、市民に損害をもたらした。

その金額を算定することは困難であるが、少なくとも100万円は下らないことは明らかである。

(2) よって、横須賀市長に対し、損害賠償として、A社に対し、少なくとも100万円を徴収することを求める。

第2 請求人（省略）

以上の通り、地方自治法第242条第1項に基づき、事実証明書を付して監査委員に対し、本請求をする次第である。

以上

事実証明書

- 1 施設位置図
- 2 写真
- 3 写真
- 4 写真
- 5 写真
- 6 週刊新潮の記事

第2 要件審査及び請求の受理

令和3年1月7日に要件審査を行い、地方自治法第242条第1項及び第2項に規定する要件を具備しているものと認め、これを受理した。

第3 監査の実施

1 監査対象事項

横須賀市職員措置請求書（以下「請求書」という。）に記載される(1) A社が設置したバース（橋りょう）2か所に係る佐島漁港（以下「本件漁港」という。）芦名地区水域における水面が市の公有財産である場合その管理を怠る事実があるかどうか、また、市の条例に定められた過怠金相当額少なくとも250,000円の徴収を怠ることにより市に損害が発生しているかどうか、(2) B漁協を隠れ蓑にしたA社が魚礁名目で設置させた離岸堤に係る水域における水面が市の公有財産である場合その管理を怠る事実があるかどうか、また、市の条例に定められた占用料相当額少なくとも58,000円の徴収を怠ることにより市に損害が発生しているかどうか及び(3) (2)の離岸堤を不法に連結させた芦名4号防波堤が市の公有財産である場合その管理を怠る事実があるかどうか、また、市の条例に定められた占用料相当額少なくとも833円の徴収を怠ることにより市に損害が発生しているかどうかについて。

なお、本件監査において、請求書の「第1 請求の要旨」の「4 不法な海洋投棄」については、地方自治法第242条第1項に規定する「違法若しくは不当な公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分」など監査の対象となる特定の財務会計上の行為の所定の要件を具備していないものと認められた。したがって、これは監査対象とはしない。

2 監査対象部

みなと振興部

3 請求人の証拠の提出及び陳述

地方自治法第242条第7項の規定に基づく陳述については請求人に確認した結果行われなかった。また、請求人から新たな証拠の提出はなかった。

4 監査の方法

本件監査は、関係書類の調査、監査対象部に対する聞き取り調査、現地調査等を実施した。

第4 監査の結果

1 事実関係

(1) 本件漁港に係る法令の規定

ア 本件漁港の漁港管理者に係る法令の規定

本件漁港については、漁港漁場整備法（以下「漁港法」という。）第25条第2項の規定により、市が漁港管理者とされている。漁港管理者は、漁港法第26条及び第34条の規定により、管理する漁港施設の維持管理等に関し必要な事項を規定した漁港管理規程を定めるものとされており、市においては横須賀市漁港管理条例（以下「漁港条例」という。）を制定している。そして、漁港法第35条では、漁港管理者は、漁港の維持管理に要する費用に充てるために、漁港管理規程の定めるところにより、漁港の利用者から、占用料等その利用の対価を徴収することができる」と規定している。

イ 本件漁港の区域内の水域及び公共空地の占用等に係る法令の規定

漁港法第39条第1項では、漁港の区域内の水域又は公共空地において、水面の一部の占用、土地の一部の占用等をしようとする者は、漁港管理者の許可を受けなければならないと規定し、同条第2項では、申請に係る行為が特定漁港漁場整備事業の施行又は漁港の利用を著しく阻害し、その他漁港の保全に著しく支障を与えるものでない限り、許可をしなければならないと規定している。

漁港法第39条の5第1項では、漁港管理者は、漁港法第39条第1項の規定による占用等の許可を受けた者から占用料等を徴収することができる」と規定し、同条第2項では偽りその他不正の行為により前項の占用料等の徴収を免れた者から、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額以下の過怠金を徴収することができる」と規定している。また、同条第3項では占用料、過怠金等は、当該漁港管理者の収入とすると規定している。

以上の漁港法の規定を受けて、漁港条例第13条では、漁港法第39条第1項の規定による許可を受けた者から、漁港条例別表第3に掲げる占用料等を徴収すると規定している。なお、同条第2項において準用する同条例第12条第4項の規定により、市長は、公益上その他特別の事由があると認めるときは占用料等を減免することができる。

漁港条例第20条では、偽りその他不正の行為により占用料等の徴収

を免れた者からは、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額以下の過怠金を徴収すると規定している。

漁港法第39条第1項の規定による許可を受けようとする者は、市の漁港漁場整備法等施行取扱規則（以下「漁港規則」という。）第3条の規定により、許可申請書に計画書、位置図・実測平面図、その他市長が必要と認める書類を添えて市長に提出しなければならない。

ウ 本件漁港の漁港施設の占用等に係る法令の規定

漁港条例第8条第1項では、市の管理する漁港施設を占用し、又は当該施設に定着する工作物を新築、改築等しようとする者は、市長の許可を受けなければならないと規定している。また、同条第2項では、市長は、その許可に漁港施設の利用上必要な条件を付することができる」と規定し、同条第3項では占用期間は1月（工作物の設置目的の場合3年）を超えることができず、その期間を更新することができる」と規定している。

漁港条例第12条では、市の管理する漁港施設等を使用する者に対しては、漁港条例別表第2に掲げる使用料又は占用料を徴収すると規定している。なお、同条第4項の規定により、市長は、公益上その他特別の事由があると認めるときは占用料等を減免することができる。

漁港条例第4条第2項では、市の漁港施設を滅失し、又は損傷した者は、直ちに市長に届け出るとともに、市長の指示に従い、これを原状に復し、又は滅失若しくは損傷によって生じた損害を賠償しなければならないと規定している。また、漁港条例第15条では、市長は、漁港条例第8条第1項の規定に違反した者に対し、その許可若しくは承認を取消し、その許可に付した条件を変更し、又はその行為の中止、既に設置した工作物の改築、移転若しくは除去、当該工作物により生ずべき漁港の保全上若しくは利用上の障害を予防するために必要な措置をすること若しくは原状の回復を命ずることができる」と規定している。

漁港条例第8条第1項の規定による許可を受けようとする者は、漁港規則第8条の規定により、許可申請書に計画書、位置図・実測平面図、その他市長が必要と認める書類を添えて市長に提出しなければならない。

(2) 本件各請求に係る事実経過の概要

ア 浮棧橋（請求人の主張するバース（橋りょう））設置

令和2年8月3日に、B漁協からA社に対して、横須賀市芦名1丁目2587番1、2、8、16地先、同2588番17地先の浮棧橋等設置の同意書が提出された。

同年8月19日に、市民から所管部局に対して、Dマンションの周辺で浮棧橋の設置工事が開始された旨の通報があり、所管部局が同日現地調査を実施した。その後、A社に対し、申請手続を実施するため、当該設置工事に係る図面の作成など諸準備を行うよう求めた。

同年8月24日に、Dマンション住民から、所管部局に対して、浮棧橋の設置工事を中止させるため水域占用許可をしないでほしい旨の要望があった。所管部局はこれを受け、A社に対して、Dマンション側と協議を実施し、当該水面の一部占用の申請を行うよう口頭にて要請した。

同年8月28日に、Dマンション管理組合の理事長から、無許可の浮棧橋設置に対する行政指導を求める要望書が市長あてに提出された。

同年11月6日に、所管部局は再度、A社に対して、Dマンション側との協議を継続するよう口頭にて要請した。

同年12月17日に、A社は、船舶係留施設に係る漁港区域内水面一部占用許可申請書を市長あてに提出した。

同年12月21日に、C漁協から浮棧橋等設置に同意したことを確認する旨が記載された確認書が市長あてに提出された。

同年12月24日に、市長は、A社に対して漁港区域内水面一部占用許可決定を通知した。

令和3年1月13日に、市とA社は、A社による令和2年8月から同年11月までの本件漁港区域における水域占用に係る漁港条例第20条に規定する過怠金相当額及び占用料相当額の支払いについて、A社が市に対して、同年8月の本件漁港区域における浮棧橋2か所設置に係る水域1639.84平方メートルの占用に係る同条例第20条に規定する過怠金の額170,800円及び同年9月から11月までの3か月分の本件漁港区域における浮棧橋2か所の占用料相当額102,500円の合計額273,300円を、令和3年1月29日までに支払う旨の合意文書を締結した。

令和3年1月22日、市は273,300円の収入を確認した。

イ 魚礁兼消波堤（請求人の主張する離岸堤）（以下「本件魚礁兼消波

堤」という。) 設置

平成31年2月13日に、B漁協から、本件魚礁兼消波堤延長の要望書が市長あてに提出された。

同年3月26日に、C漁協から、共同漁業権上にある水域への占用に関する同意書が市長あてに提出された。

同年3月27日に、B漁協から、本件魚礁兼消波堤に係る漁港区域内水面一部占用許可申請書が市長あてに提出された。

同日に、B漁協から、「漁港区域内水面一部占用使用料の減免申請について」が市長あてに提出された。

同年4月1日に、市長は、B漁協に対して、本件魚礁兼消波堤の占用に係る漁港区域内水面一部占用許可決定及びその占用料の全額減免について通知した。

令和元年8月中旬に、本件魚礁兼消波堤の設置工事が開始された。

令和2年6月5日に、本件魚礁兼消波堤工事について所管部局職員が現地調査したところ、本件魚礁兼消波堤が設置されていることを確認した。

ウ 本件魚礁兼消波堤と芦名4号防波堤の連結

令和2年6月5日に、本件魚礁兼消波堤工事について所管部局職員が現地調査したところ、本件魚礁兼消波堤と芦名4号防波堤が連結されていることを確認した。

同日に、所管部局は、B漁協に対して事情聴取を行う旨を通知した。

同年6月11日に、所管部局は、B漁協に対して事情聴取を実施した。その上で、芦名4号防波堤については原状回復する必要がある旨を伝えた。

同年7月28日に、市長は、B漁協に対して、漁港条例第4条第2項に基づいて芦名4号防波堤の原状回復並びに顛末書及び工程表の提出等（同年8月5日を提出期限とする。）について指示書により通知した。

同年8月5日に、B漁協から、顛末書及び工程表が所管部局に提出された。

同年9月1日に、市長は、B漁協に対して漁港条例第4条第2項に基づいて芦名4号防波堤の原状回復、施工計画書の提出等（同年9月15日を提出期限とする。）について指示書により通知した。

同年9月16日に、B漁協から、施工計画書（令和3年1月15日を工

事完了予定とする。)が所管部局に提出された。

令和3年1月19日に、所管部局は、令和2年9月16日に提出された上記施工計画書による施工が未了であることを確認したため、市長名でB漁協に対して、漁港条例第8条第1項に基づいて芦名4号防波堤の原状回復、修正した工程表及び遅延理由の提出(同年1月29日を提出期限とする。)について指示書により通知した。同年2月8日時点において、上記遅延理由は提出されたものの、修正した工程表は提出されていなかった。

同年1月22日に、所管部局職員及び監査委員事務局職員により、現地調査を行ったところ、芦名4号防波堤は原状回復されていなかった。

同年2月9日に、監査委員事務局職員により現地調査を行ったところ、芦名4号防波堤は原状回復されていなかった。

2 監査対象部からの請求人の主張に関連した説明

(1) 請求書における1に係る請求人の主張に対する見解について

A社が当該海域に杭を打ち、水域を占用し始めたのは令和2年8月19日に初めて確認しています。

同社が建設したのは、漁港条例別表第3の「浮棧橋」にあたり、年間1平方メートルあたり250円の占用料となります。

本件浮棧橋2か所の占用面積は1,639.84平方メートルとなり、年間の占用料は410,000円となります。

本件占用については、令和2年12月17日付けでA社から漁港法第39条第1項に基づく許可申請がありました。

申請書には当該水域の共同漁業権者であるB漁協並びにC漁協の同意書が添付されているため、漁港の利用を著しく阻害するものとは認められず、かつ、漁港の保全に著しく支障を与えるものではないため、漁港法第39条第2項に基づき、同年12月24日に許可をしていますが、A社が占用を始めた令和2年8月から同年11月までの4か月分について許可に基づく占用料は徴収していません。

仮に8月に許可していた場合は1か月あたり34,167円となり4か月分で136,600円となります。(端数処理後)

本市は、令和2年8月に、A社が無許可で水域占用を始めたことを認知し、現地調査したところ、漁港法第39条第2項に係る許可条件を満た

しており、適正に申請されれば同項に基づき許可しなければならない案件であることを確認しました。

本来であれば、直ちに申請行為を行わせ、許可をするところですが、同時に隣接するDマンションの住民から、当該工事をやめさせるよう水域占用許可をしないしてほしいとの要望を受けたため、水域占用許可条件ではありませんが、A社に対して、Dマンション住民との対話と円満な解決を優先させ、それまで申請行為は待つよう要請しました。

Dマンション住民側との対話を優先しなければ、本来どおり占用の申請行為が行われ、許可が出ていた案件ですので、占用許可が出るまでの4か月分については、占用料が発生し、徴収できていたと考えられ、令和3年1月13日に別途合意書を締結し、同年1月22日に占用料相当額として支払いをしていただきました。また、そのうち許可なく工事を始めた8月分については、漁港条例第20条の規定による過怠金として占用料の5倍相当額として170,800円を、9月～11月の3か月分については、占用料相当額として102,500円の、計273,300円を支払っていただきました。

(2) 請求書における2(1)に係る請求人の主張に対する見解について

本件魚礁兼消波堤の水域占用申請は、平成31年3月27日にB漁協から本市に申請され同年4月1日に許可をしました。その際、C漁協から同年3月26日付け同意書が提出されているため、漁港の利用を著しく阻害するとは認められず、また、漁港の保全に著しく支障を与えるものでもないため、漁港法第39条第2項に基づく市の許可行為に瑕疵はありません。

岩礁破碎及びつきいその設置については、神奈川県在所管となります。

市が設置した消波ブロックが撤去された件については、本件魚礁兼消波堤築造工事を行ったB漁協が、行為を認めたため、元に戻すよう指導を行っています。

令和2年6月から令和3年1月までに、口頭による指導のほか、漁港条例第4条、第8条に基づく文書による指導も3回行い、一部の消波ブロックが復旧していますが、今後も同条例に基づき指導を続けていきます。

令和2年8月24日に、Dマンションからの要望に対する市の対応は、先述した通り、許可条件ではありませんが、A社に対して、Dマンショ

ン側住民との対話と合意形成を促しました。

- (3) 請求書における 2 (2) 及び (3) に係る請求人の主張に対する見解について

水域の占用をしようとする者は、漁港法第39条第1項により漁港管理者の許可を得なければならず、当該申請者は、B漁協であり、共同漁業権者のC漁協の同意もあることから、漁港法第39条第2項の許可条件を満たす真正な申請と考えています。したがって、A社に対して、本件魚礁兼消波堤の水域占用料を徴収することは考えていません。

- (4) 請求書における 3 に係る請求人の主張に対する見解について

本件魚礁兼消波堤の築造工事はB漁協が実施したもので、その中で市の公有財産である芦名4号防波堤に連結してしまったことを認めています。

市では、この行為に対して、B漁協へ令和2年6月から令和3年1月まで、口頭による指導のほか、漁港条例第4条、第8条に基づく文書により原状復旧するよう指導も3回行い、今後も同条例に基づき指導を続けていきます。

また、芦名4号防波堤上の設置物については、漁港条例別表第3に規定する水域及び公共空地ではありませんので、占用料は発生しませんが、管理上の問題があるため撤去原状復旧をあくまで求めていきます。

なお、仮に水域及び公共空地の場合、占用があったとしても、B漁協が占用許可を受けた場合は、占用料は免除されます。

3 監査委員の判断

- (1) 監査の対象範囲の判断基準

住民監査請求は、地方自治法第242条第1項の規定により、地方公共団体の長若しくは委員会若しくは委員又は当該地方公共団体の職員について、財務会計上の違法若しくは不当な行為又は公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実があると認めるときは、当該地方公共団体の被った損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求することができるものである。

そして、地方自治法第242条第1項に規定する住民監査請求の対象となる「財産」とは、地方自治法第237条第1項に規定する公有財産、物品及び債権並びに基金である。このうち、公有財産とは、地方自治法第

238条第1項において地方公共団体の所有に属する財産のうち同条同項各号に掲げるもの（不動産、船舶等の動産、不動産及び動産の従物、地上権等、特許権等とこれらに準ずる権利など）をいうと規定している。なお、河川管理権、港湾管理権という公物管理権は、その性質をいかに捉えるかを問わず地方自治法第238条第1項第4号にいう権利に該当せず、地方自治法第242条の監査の対象外に属する（東京高裁昭和52年9月5日判決）とされている。

以上の考え方をもとに本件各請求をみると、市の公物管理権に属する事項に係る主張、B漁協を隠れ蓑にしたA社が同社の利益のために不法（違法）な浚渫工事及び海洋投棄を行ったことに係る主張、本件魚礁兼消波堤設置工事の届出に関する横須賀海上保安部の事務に係る主張並びに岩礁破碎の許可及びつきいそ設置の届出に関する神奈川県の手続に係る主張については、市の財務会計上の行為を対象とするものではなく、また、これらについて住民監査請求の対象となるとすると住民監査請求の対象を財務会計上の行為に限定した地方自治法の趣旨、目的を逸脱することとなるため、監査の対象範囲とはしない。

したがって、本件各請求については、市の公有財産の管理を怠る事実があるかどうか、漁港条例に定められた過怠金相当額及び占用料相当額の徴収を怠ることにより市に損害が発生しているかどうかについて判断する。

(2) 本件漁港芦名地区水域の不法な占有と過怠金（少なくとも250,000円）の未徴収について

請求人は、本件漁港芦名地区水域において、A社が請求書に記載されるバース（橋りょう）2か所を無許可で設置して占有していることから、令和2年10月、11月分の過怠金として、市長はA社から少なくとも250,000円を徴収すべきと主張する。

そこで、本件請求については、請求書に記載されるバース（橋りょう）2か所が設置された水域における水面が市の公有財産かどうか、市の公有財産である場合その管理を怠る事実があるかどうか、また、漁港条例に定められた過怠金相当額の徴収を怠ることにより市に損害が発生しているかどうかについて「3(1)監査の対象範囲の判断基準」を考慮の上検討する。

請求書に記載されるバース（橋りょう）2か所が設置された本件漁港

区域の水域の水面は、地方自治法第238条第1項に規定する市の所有に属する財産ではなく、市の公有財産台帳にも記載されていないことから、市の公有財産とはいえず、住民監査請求の対象とはならない。

なお、請求人は本件過怠金について、対象となる漁港条例上の占用目的を漁港条例別表第3に掲げる「橋りょう」としているが、本件漁港区域内の水域占用の申請及び許可によれば、漁港条例別表第3に掲げる「浮棧橋」が該当することとなる（以下、本件占用の対象となる施設について、「本件浮棧橋2か所」という。）。

一方、本件漁港区域内における本件浮棧橋2か所の水域の占用については、漁港法第39条第1項で漁港管理者の許可を受けなければならないと規定し、同条第2項では、申請に係る行為が特定漁港漁場整備事業の施行又は漁港の利用を著しく阻害し、その他漁港の保全に著しく支障を与えるものでない限り、許可をしなければならないと規定している。また、この許可を受けようとする者は、漁港規則第3条の規定により、許可申請書に計画書、位置図・実測平面図等を添えて市長に提出しなければならないとされている。

これを本件についてみると、所管部局の説明によれば、令和2年8月19日、現地調査を実施し、本件漁港区域内の水域の占用許可なく本件浮棧橋2か所の設置工事が行われていることを確認した。この現地調査において、法令に定める許可条件を満たしており、A社から法令に基づき適正な占用許可申請が行われれば、所管部局としては許可する案件であることを確認したとのことである。その後、漁港法の規定に基づく申請手続を実施するため、A社に対し当該設置工事に係る図面の作成など諸準備を行うよう求めた。同年8月24日には、所管部局はDマンション住民から本件浮棧橋2か所の設置工事を中止させるため本件浮棧橋2か所の水域の占用許可をしないでほしいとの要望を受けた。これに対し、所管部局は本件浮棧橋2か所の水域の占用許可における法令上の条件ではないものの、A社にDマンション住民との対話と円満な解決を求め、それまで本件占用許可の申請を待つよう要請し、これを同年11月まで継続したとのことである。しかし、A社とDマンション住民との協議に進展が見られず、同年12月17日に漁港法第39条第1項に基づき横須賀市芦名1丁目2587番1、2、8、16地先、同2588番17地先における漁港区域内水域の本件浮棧橋2か所に係る占用許可申請書が市の漁港規則に定める

書類及び漁業権上の支障がない旨記載された当該水域の共同漁業権者であるB漁協及びC漁協の同意書を添えて市長あてに提出された。これを受けて、漁港法第39条第2項に規定する漁港の保全、利用等に著しく支障を与えるものではないものと認められることから、漁港法第39条第2項の規定に基づき同年12月24日に市長が本件漁港区域の水面の一部占用許可決定通知書により許可を行ったとのことである。

したがって、所管部局の説明によれば、上記行為は行っていたものの、本件浮棧橋2か所に係る水域は、この占用許可決定通知が行われるまでの間、市長の許可なく占用されていたこととなる。

次に、本件浮棧橋2か所に係る水域の占用料については、漁港条例第13条では、漁港法第39条第1項の規定による許可を受けた者から、漁港条例別表第3に掲げる占用料を徴収すると規定している。また、漁港条例別表第3の占用目的のうち、「浮棧橋」は1平方メートルにつき1年の単位で250円と定められている。

これを本件についてみると、同年12月24日付け本件浮棧橋2か所の占用許可決定通知書における占用料の額は、浮棧橋の水域の水面1639.84平方メートルの占用料として年410,000円であった。しかし、上記の本件占用許可決定通知が行われるまでの間の漁港条例に基づく占用料については、市長の許可なく占用されていたものであり、徴収は行われていなかった。

なお、漁港条例第20条では、偽りその他不正の行為により占用料等の徴収を免れた者からは、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額以下の過怠金を徴収すると規定している。

所管部局の説明によれば、本件浮棧橋2か所に係る水域の占用の許可申請が行われていれば、本来許可されていた案件であったものの、A社に対しDマンション住民との協議を優先するよう要請したことを考慮して、本件浮棧橋2か所に係る水域の占用許可を行うまでの4か月分の占用料について、市長の許可なく本件浮棧橋設置工事を開始した令和2年8月分の占用に対しては漁港条例第20条に規定する過怠金相当額として170,800円、令和2年9月から同年11月までの3か月分の占用に対しては占用料相当額として102,500円の合計273,300円をA社が市に対し支払う旨の合意書を令和3年1月13日に締結したとのことである。なお、同年1月22日、市は、この合意書に基づく過怠金相当額及び占用料相当額

について収入している。

したがって、所管部局は、本件浮棧橋2か所に係る水域の無許可の占用を確認したが、直ちに法令に基づく対応を行っていなかったこととなる。所管部局としては、本件浮棧橋2か所の設置工事中止を求めるDマンション住民の要望を受けたため、市民の要望等を踏まえた円滑な行政運営を行うという観点から当事者間の協議に係る仲介を行う必要性も考慮し、A社に対しDマンション住民との協議を行った上で占用許可申請を行うよう要請したことにより対応が困難となりこのような状況となったものの、一定期間、占用の許可なく本件漁港区域内の水域が占用されていた状況にあったことは事実であった。

しかし、結果的には、本件浮棧橋2か所に係る水域の占用許可申請を受けて令和2年12月24日に法令に基づきこれを許可し、当該占用許可までの間の過怠金相当額及び占用料相当額の支払いを受ける旨の合意書を締結し、その支払いも行われている。このことからすれば、結果としては過怠金相当額の徴収を怠っていたとまではいえず、市に損害が発生したとはいえないと考えられる。

以上のことから、請求書の「第1 請求の要旨 1」に該当する横須賀市芦名1丁目2587番1、2、8、16地先、同2588番17地先における漁港区域内水域の本件浮棧橋2か所に係る請求について、漁港条例に定められた過怠金相当額の徴収を怠ることにより市に損害が発生しているとは認められなかったため、請求人の主張には理由がないものと認めこれを棄却する。

(3) 魚礁名目の離岸堤による占有と占用料（少なくとも58,000円）の未徴収について

請求人は、B漁協が申請した本件魚礁兼消波堤の設置について、B漁協を隠れ蓑にしたA社が自社の利益のための離岸堤を設置させるために、魚礁と称して申請し、これが1,400平方メートルを占有していることから、令和2年10月、11月分の占用料として、市長はA社から少なくとも58,000円を徴収すべきと主張する。

そこで、本件請求については、本件魚礁兼消波堤が設置された水域における水面が市の公有財産かどうか、市の公有財産である場合その管理を怠る事実があるかどうか、また、占用料相当額の徴収を怠ることにより、市に損害が発生しているかどうかについて「3(1)監査の対象範囲

の判断基準」を考慮の上検討する。

本件魚礁兼消波堤が設置された水域の水面が市の公有財産かどうかをみると、地方自治法第238条第1項に規定する市の所有に属する財産ではなく、市の公有財産台帳にも記載されていないことから市の公有財産とはいえず、住民監査請求の対象とはならない。

一方、本件魚礁兼消波堤の水域における水面の一部占用については、漁港法第39条第2項において、申請に係る行為が特定漁港漁場整備事業の施行又は漁港の利用を著しく阻害し、その他漁港の保全に著しく支障を与えるものでない限り、許可をしなければならないと規定されている。

本件魚礁兼消波堤の設置及び許可については、事実関係及び所管部局の説明から申請者はA社ではなくB漁協であることを確認した。平成31年3月27日に、B漁協が、漁港法第39条第1項に基づいて漁港区域内水面一部占用許可申請書を市長あてに提出している。また、同年3月26日に、C漁協が、漁業権上支障ない旨が記載された同意書を市長あてに提出している。これらを受け、平成31年4月1日に、市長は、B漁協に対して、漁港法第39条第2項に規定する漁港の利用を著しく阻害し、漁港の保全に著しく支障を与えるものでないことから、漁港法第39条第2項に基づいて本件漁港区域内水面の一部占用許可決定を通知している。

次に、占用料については、平成31年3月27日にB漁協から「漁港区域内水面一部占用使用料の減免申請について」が市長あてに提出されており、漁港条例第13条第2項で準用する同条例第12条第4項において、市長は公益上その他特別の事由があると認めるときは占用料等を減免することができる旨規定されていることから、市長は占用料の免除を決定し、平成31年4月1日に通知した漁港区域内水面一部占用許可決定通知書において、その旨を記載している。

以上のことから、「第1 請求の要旨 2」に該当する本件魚礁兼消波堤に係る請求について、占用料相当額の徴収を怠ることにより市に損害が発生しているとは認められなかったため、請求人の主張には理由がないものと認めこれを棄却する。

(4) 不法な離岸堤の連結部の占有と占用料（少なくとも833円）の未徴収について

請求人は、B漁協を隠れ蓑にしたA社が本件魚礁兼消波堤と芦名4号防波堤を不法に連結させ、これを市の怠慢により放置し、この連結部が

少なくとも20平方メートルを占有していることから、令和2年10月、11月分の占用料として、市長はA社から少なくとも833円を徴収すべきと主張する。

本件請求については、芦名4号防波堤が市の公有財産かどうか、市の公有財産である場合その管理を怠る事実があるかどうか、また、占用料相当額の徴収を怠ることにより、市に損害が発生しているかどうかについて「3(1) 監査の対象範囲の判断基準」を考慮の上検討する。

芦名4号防波堤が市の公有財産かどうかをみると、地方自治法第238条第1項において、公有財産とは地方公共団体の所有に属する財産のうち同条同項各号に掲げるもの（不動産、船舶等の動産、不動産及び動産の従物等）をいうと規定されており、芦名4号防波堤は不動産にあたりとされている。また、芦名4号防波堤は漁港法第3条第1号イに規定する市が設置した漁港施設であり、公有財産台帳及び漁港台帳にもその記載が確認できる。これらのことから、住民監査請求の対象である市の公有財産であるといえる。なお、芦名4号防波堤は公有財産であるものの、漁港条例に規定する使用料を徴収すべきもの及び貸付け等本来の目的以外に使用する財産に位置付けられていない。

一方、その管理を怠っているかどうかをみると、所管部局によれば、令和2年6月5日に本件魚礁兼消波堤と芦名4号防波堤の連結を確認し、同月11日にB漁協に対して事情聴取を行い、原状回復が必要な旨を伝えている。令和2年7月28日及び9月1日に、B漁協に対して漁港条例第4条第2項に基づいて原状回復するよう指示書により通知し、令和3年1月19日に、同条例第8条第1項に基づいて原状回復するよう指示書により通知している。しかし、本件請求後の令和3年1月22日に、所管部局職員及び監査委員事務局職員により、また同年2月9日に、監査委員事務局職員により現地調査を行ったところ、芦名4号防波堤は原状回復されていないことを確認している。

次に、占用料の徴収を怠っているかどうかをみると、芦名4号防波堤は漁港条例別表第3に規定する水域及び公共空地ではないため、占用料が発生するものに該当しない。

これらのことから、本件魚礁兼消波堤と芦名4号防波堤の連結部に係る請求人が徴収することを求める占用料については、市長が占用料相当額の徴収を怠ることにより市に損害が発生しているとは認められなかつ

た。しかしながら、B漁協に対して、漁港条例第4条第2項又は第8条第1項に基づいて、3回にわたって指示書により原状回復するよう通知しているものの、原状回復されていない状況が続いている。このことについて、財産の管理を怠る事実とは「公有財産を不法に占用されているにもかかわらず、何らの是正措置を講じない場合等」（行政実例）（昭和38年12月19日自治省行政課長通知）とされているという考え方を参考にすると、十分とはいえないまでも原状回復に向けて事務手続は進めているため、市の公有財産の管理を怠る事実があったとまではいえないと考える。

以上のことから、「第1 請求の要旨 3」に該当する芦名4号防波堤に係る請求について、市の公有財産の管理を怠る事実があったとまでは認められず、占用料相当額の徴収を怠ることにより市に損害が発生しているとは認められなかった。このため、芦名4号防波堤に係る占用料相当額の徴収を怠る事実及び市の公有財産である芦名4号防波堤を市の怠慢により放置したとする請求人の主張には理由がないものと認めこれを棄却する。

なお、市の公有財産である芦名4号防波堤が原状回復されていないことについては、これまでも3回にわたり指示書により原状回復するよう通知しているものの、現時点においても原状回復がされていない状況が続いている。このため、市は行為者に対し芦名4号防波堤の原状回復に向けて、漁港条例等に基づき更なる適切な措置に取り組まれない。